

「上越市地産地消推進の店」認定基準

上越産品の生産及び消費拡大、郷土における食文化の継承並びに食料自給率の向上を図るため、上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを「上越市地産地消推進の店」に認定します。

1 対象店舗

- **小売店**：市内に店舗があるスーパーマーケット、八百屋、魚屋、農産物直売所 等
- **飲食店等**：市内に店舗がある食堂、レストラン、居酒屋、割烹、旅館、ホテル

2 上越産品の定義

ア 農産物 … 市内で生産し、収穫される穀物、野菜、果物その他の農産物

イ 水産物 … 上越地域で水揚げされる魚介及び海藻

ウ 畜産物 … 上越地域で飼育される家畜の肉、卵及び乳

エ 加工品 … アからウに掲げる食材を主原料として加工した食品

※上越地域とは上越市、妙高市及び糸魚川市の区域をいいます。

※「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」とは、

伝統野菜：高田シロウリ、仁野分しょうが、みょうが、頸城オクラ、
オニゴシヨウ、ばなな南瓜、なます南瓜、曲がりねぎ、
ずいき、とうな、ひとくちまくわ

特産野菜：なす、オータムポエム、アスパラ菜、カリフラワー、枝豆
の16品目を指します。



上越野菜認証マーク



3 認定基準

(1) 小売店

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に販売・PRし、かつ今後もその取組を増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	おおむね一年を通じて、地場産の食材の売場を設置し、市内(地域)産であることを消費者に分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店（関連事業例：キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置など）
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	地場産品フェアなどの売り出し、特売日を年に12回以上設ける店
	(7)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」*やその加工品を年に60日以上販売する店
	(8)	地場産の食材や、地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で販売する店
	(9)	地場産の食材の生産者を分かりやすく表示している店
	(10)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理・加工品を年に60日以上販売する店
	(11)	地場産の食材を使用したレシピを年に20以上提供する店
	(12)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の販売促進に取り組む店

(2) 飲食店等

項 目		
必須	(1)	地産地消の推進に協力し、地場産の食材を積極的に活用・PRし、かつ今後もその取組を増やしていこうとする意欲のある店
	(2)	年間またはシーズン(旬)を通じて料理等に使用する地場産の食材を分かりやすく表示している店
	(3)	推進店であることを市のホームページや広報等で紹介されることを承諾する店
	(4)	市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする店（関連事業例：キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置など）
	(5)	食品衛生法等の関係法令を遵守している店
選択 (2つ以上)	(6)	上越市産米を100%使用する店
	(7)	地場産の食材などを使用した伝統料理や郷土料理を通年で提供する店
	(8)	上越市産の日本酒やワイン等を通年で提供し、分かりやすく表示している店
	(9)	地場産の食材をおおむね80%以上使用した料理を年に60日以上提供する店
	(10)	「上越野菜」振興協議会が認定する「上越野菜」*やその加工品を使用した料理を年に60日以上提供する店
	(11)	自らアンケート調査を行い、地場産の食材の消費拡大に取り組む店